

機関番号：34601

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20730083

研究課題名（和文）契約における給付不均衡の解消に関する研究

研究課題名（英文）Study on annulment of contracts in case of unbalance in contracts

研究代表者

山岡 真治（YAMAOKA SHINJI）

帝塚山大学・法学部・准教授

研究者番号：60351863

研究成果の概要（和文）：

(1) 給付不均衡は解消しなければならないというテーゼは、現在の見解によれば有力であるが、これは常には成り立ち得ない。一例としてあげると、契約締結過程において契約当事者双方の合意があれば、給付の不均衡はゆるされる。しかしながら、当事者の合意があったという認定作業が、契約締結過程の段階および契約締結後の双方にまたがるため、慎重に行わなければならない、「契約不均衡」自体の定義も困難である。

(2) また、当事者の合意がない場合であっても、給付の不均衡の存在を認めてもよい場合がある。

研究成果の概要（英文）：

(1) The subject that a balance of contract's value evade an agreement is not always consist of agreement between process of the contracts and contents of the contracts.

(2) If there are not an agreement, We can approval unbalance of contract's value on the situation

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	300,000	90,000	390,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：給付不均衡、フランス法、意思能力、合意の瑕疵契約における連帯主義

フランス法、DCFR

## 1. 研究開始当初の背景

研究開始当時、「給付不均衡は解消されなければならない」という考え方が有力に主張されていた。

特に、フランス法を比較法とする研究者が有力に主張するものであった。

たとえば、日本には存在しない規定であるレジオン（過剰損害）の分析を通じ、一方当事者が過剰な利益を得ることを抑制

するという主張が有力となっていた。

あるいは、フランス法の固有の概念であるコーズ(cause)を用いて、給付不均衡を解消するという見解も注目をあびている。

## 2. 研究の目的

しかしながら、そもそも「給付の不均衡とは何であるか。

対価のバランスが崩れているというのであれば、正当な価格が存在することを示す必要があると考え、また、同時に、「解消されない場合が存在してもよい場合」があるのではないかと考えた。

すなわち、いかなる場合が「給付不均衡」に該当するのか。

該当する場合には、どのようにその不均衡を、民法上解決すればよいのか、あるいは、「解消されない場合が存在してもよい」場合はどのようなときかなど、有力に主張されていた見解を再検討する必要性があるという着想にいたった。

しかしながら、「解消されない場合が存在してもよい」場合があるのではないかとという疑問から出発して、有力に主張されていた見解を再検討する必要性があるという着想にいたった。

### 3. 研究の方法

「給付不均衡は解消されなければならない」という近似の有力な主張は、フランス民法の研究者によるものが多いので、フランス民法の研究成果を手がかりとして、研究を行った。

具体的には、以下の文献を中心として、研究をおこなった。

- (1) フランス債権法（債務法）および時効法改正草案における、「合意の瑕疵」の部分および「不当利得」の検討。

- ① 「合意の瑕疵」にあたる部分は、本研究の申請以前からおこなっていたことであり、研究の範囲を広めた。

- ② 不当利得法については、松岡久和教授代表の不当利得研究会で、日本において、あまり紹介されていないフランス法の研究をすすめた。

- (2) フランス債権法改正草案に関する論考の検討。

2008年の後半から、①フランス司法省の契約法改正草案（非公開）や、②大学教授グループによる契約法改正案が提出され、改正に賛成する見解・否定する見解などの文献があらわれたので、それらの改正草案の比較を、合意の瑕疵を中心に検討した。

しかしながら、未だ議論はつづいているので、フランス民法の骨格を示すような成果を読み取ることが出来なかった。

- (3) ジャック・ゲスタン教授のコースに関する文献の検討（一部分にとどまる）

日本では、給付不均衡解消の方法として、コースが主張されていたため、フランスで最新かつ大部にわたるゲスタンのコースの論文に注目をした。

管見の限りでは、フランスの民法学者

でもコース概念の維持を否定的に思っている者があり、ゲスタンの自説にとどまり、フランス法の一般的見解でないと結論づけた。

- (4) ヨーロッパ統一契約法草案（いわゆるDCFR）とフランス法との比較。

### 4. 研究成果

- (1) フランス民法で「錯誤」規定により、給付不均衡を実質的に解決しているという検討が日本で主張されているが、フランスの判例および、フランスの債権法（契約法）改正の議論をみかぎり、錯誤規定が給付不均衡を解消する道具として機能しているとは必ずしも言えない。

- (2) 給付不均衡は、詐欺による契約の場合が少なからずあるが、フランスでは、前述した錯誤規定よりも、「詐欺」という概念を拡張して、契約の効力を否定しているという意味においては、給付不均衡の解消のツールとして、有益なものであるといえる。

日本の詐欺規定は、実務上あまり利用できないというのが一般的な理解であることから、フランスの詐欺の拡張という考え方が参考になるといえる。

- (3)

- ① フランスでは、「強迫」の議論が活発であることがわかった。「経済的強迫」あるいは「経済的威迫」といわれるものである。一方当事者の有利な立場を利用して、相手方に不利な契約を締結させるという問題であるが、この問題は、労働契約などで問題がおこっているようであり、本研究で念頭においていた「売買契約」における給付不均衡の問題への直接的な解決を見いだすことができなかったが、「契約における給付不均衡」という問題を考える場合には、役務契約や非典型契約にも適用できる規律を考えることが必要であるという点で、大きな意味があった。

- ② また、これは、オランダ法に規定のある「状況の濫用」の問題であり、このフランス版の「経済的畏怖」というのは、大変参考になる規定だといえる。

例えば、各種あるフランス契約法改正草案の中で、この「経済的畏怖」が規定されているからである。

- ③ しかし、なお検討を要するのは、「経済的畏怖」に該当しなければ、給付不均衡はなかったのかということには、おそらくならないであろうということである。畏怖とはいえないまでも、契約内容から

考えると、給付不均衡だと判断される場合があると考えるからである。

- ④ この点は、オランダ民法に規定されているいわゆる「状況の濫用」など、他国の問題処理の方法（特にEU）を研究する必要性を痛感している。
- (4) 「フランスにおける連帯主義」という考え方が、現在、フランスでは注目をあびており、日本でも、これをテーマに研究するものが現れてきている。

極めてごく簡単にいえば当事者双方が、お互い協力して契約関係を構築していこう、すなわち、そこには、金銭的な搾取など生じないようにしようとする考え方である。

この考え方は、日本でも、一般論として注目されつつあるが、各論として、「業者と非事業者との契約」など、フランスにおいても検討する余地が残されている。

また、契約の不均衡を解消するときに契約締結過程のルールで規律するのか、あるいは、不当条項のような契約内容で処理するのか、見解がわかれているところであり、この点については、フランスの状況を、さらに研究し続ける必要がある。

(5)

- ① フランスの給付巻き戻しの問題。

日本の議論では、不当利得が問題となるので、ピエール・カタラ代表の不当利得の規定を手がかりに、給付不均衡解消の問題に着手した。

しかしながら、フランス法では、契約の解消の問題は、「契約の精算」という部分で処理がされることがわかった。

この点については、研究当初には考えていなかった分野であったため、十分な理解を得ることができなかった。

また、日本でいわれる「侵害利得」についても、これは仮説の段階にとどまるが、フランスでは「不法行為」の問題として処理し、また、現物返還が問題となるときは、「物権法」の規定で処理されるのではないかという印象を得た。

とりわけ、現在、フランスでは、私的な案であるが、「物権法改正草案」や「不法行為改正草案」がだされているため、これらの改正草案を踏まえて、金銭あるいは現物による不均衡解消の問題に取り組む必要があるという結論に達した。

- ② フランスの「不当利得論」の誤解がわかった。

これまで、フランスの不当利得論といえば、三当事者間のいわゆる「転用物訴権」が議論の中心であるというように理解されてきた感がある。

たしかに、日本のように不当利得の規定をもたないフランスでは、判例によって、三当事者間の不当利得の問題が認められてきたのは事実である。

しかしながら、フランスの裁判例をみると三当事者間にかぎらず、二当事者間でも生じている。

「給付不均衡解消」にあたって、フランス法の議論をする歳には、フランスの不当利得（契約関係の巻き戻しなど我が国で言われている不当利得の問題）、より詳細に検討し、我が国に紹介する必要性がある。

- (6) 「契約に不均衡があってもよいのか」という問題は、合意形成論や、正義論というように哲学の分野に踏み込まざるを得なく、本研究期間内において、不均衡が許される場合というように分類化をすることができなかった。

法解釈のレベルでは、「事実として、契約不均衡が生じたとき、それがゆるされるのか」という第一段間の判断をへて、解消すべき場合には適切なツールを用いる」という発想になるというように、個人的には考える。

例えば、第一段階として、「意思能力」という概念が関与するといえる。

しかし、哲学と法学という両分野を見据えて文献をよんでいたもので、この部分については、満足な結論を出すことができなかった。

- (7) ヨーロッパ統一契約法（いわゆるDCFR）の作成が行われているので、これとフランス法について、簡単な比較を試みた。

この作業は、膨大にわたるため、満足な結果を残すことができなかった。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2）

・山岡真治「フランス・ナントで考える民法の行方など」帝塚山法学 18 号(2009 年) 1 頁～21 頁

・<訳>不当利得法研究会利得編規定の暫定的仮訳」民商法雑誌 140 巻 4・5 号 542 頁～543 頁

〔図書〕（計 1）

・川角由和・中田邦博・潮見佳男・松岡久和編『ヨーロッパ私法の展開と課題』（日本評

論社, 2008 年) 山岡真治「フランス債権法改正準備草案における錯誤及び詐欺の検討－日本民法改正への示唆をもとめて」451 頁～492 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山岡 真治 (YAMAOKA SHINJI)  
帝塚山大学・法学部・准教授  
研究者番号：60351863

(2) 研究分担者

( )  
研究者番号：

(3) 連携研究者

( )  
研究者番号：